

山梨県公報

第千九百五十八号

平成二十一年

六月二十二日

月 曜 日

目次

道路の区域変更……………三〇七

訓令……………三〇七

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………三〇七

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十七件)……………三〇七

告示

山梨県告示第二百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年七月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市上積翠寺町字平石一〇〇三番の一地 先から 甲府市上積翠寺町大日影一五三三番の二地	旧	三・〇	四六四・〇
	新	一六・二	

先まで

新 六・三丁

六三・八

五六五・〇

訓令

山梨県訓令第十五号

本 出 先 機 関 庁

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横内正明

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 職員が駐在に関する規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表中二十の項を二十一の項とし、五の項から十九の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次の一項を加える。

五 劳政雇用課	就職に関する相談業務及び情報提供業務	甲府市飯田一丁目
---------	--------------------	----------

第二条 職員が駐在に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中十七の項を削り、十八の項を十七の項とし、十九の項から二十一の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この訓令中第一条の規定は平成二十一年六月二十九日から、第二条の規定は同年八月一日から施行する。

公告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ふじでん
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市朝氣三丁目二十一番二十九号
 - 3 代表者の氏名 多々良吉徳
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第一四九一号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社宝督建設
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田九百五十二番地四
 - 3 代表者の氏名 高村和夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第五四七六号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 神宮寺工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町紙漉阿原千九百二十八番地
 - 3 代表者の氏名 神宮寺輝雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第六六三八号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社イーアルアイ
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河西五百三十八番地一
 - 3 代表者の氏名 有泉教夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第八五五一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社岡田工建
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市東南湖千三百六十五番地三
- 3 代表者の氏名 岡田博文
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八九四八号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装
仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社技築
- 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町岩間二千二百四十番地
- 3 代表者の氏名 保坂圭子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第五八九一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工
事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社石原建設
- 2 主たる営業所の所在地 中央市布施二千七百七十四番地八
- 3 代表者の氏名 石原達男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第三四〇一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設
工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社北杜建設
- 2 主たる営業所の所在地 韮崎市田中町中條千七百七十四番地二
- 3 代表者の氏名 矢野雅彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八八九一号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中野建築
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市小野六百十七番地
 - 3 代表者の氏名 中野慶之助
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第三四八九号
- 四 処分の内容 建築工業業及び大工工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年四月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ホンケン
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町上黒駒千二百八十八番地
 - 3 破産管財人の氏名 田中謙一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第七五二三号
- 四 処分の内容 土木工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 上田建築
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町千八百二十七番地五
 - 3 代表者の氏名 上田勝
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第一七七三号
- 四 処分の内容 建築工業業及び大工工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 天野ブロック工業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上暮地八丁目一番二十三号
 - 3 代表者の氏名 天野幸雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第七七八八号
- 四 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社クリンライフ
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市西花輪四千三百七十七番地
 - 3 代表者の氏名 樋口正毅
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一七)第八二一四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社中川工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山下於曾千四十一番地三
 - 3 代表者の氏名 北澤政彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一八)第四二九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 桜井工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市秋山三千五百六十五番地
 - 3 破産管財人の氏名 片岡剛
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一九)第五一四号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年五月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 青木鋼業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市和戸町四百四番地二十五
 - 3 代表者の氏名 青木敏夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般二〇)第八六一五号
- 四 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年五月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年六月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十一年五月三十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 向井工務店

2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町下黒沢九百九十九番地

3 代表者の氏名 向井幸男

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第七五〇五号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十一年四月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。